

日高町
地球温暖化対策実行計画
(改訂版)



平成22年10月

日高町

目 次

第1章 地球温暖化対策の基本的事項

- 1. 地球温暖化とは ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 1
 - (1)地球温暖化問題とは
 - (2)地球温暖化メカニズムと原因
 - (3)地球温暖化の状況
 - (4)地球温暖化の影響
- 2. 和歌山県における状況 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 3
- 3. 地球温暖化防止に向けた取組み ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 4

第2章 実行計画の基本的事項

- 1. 計画の目的 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 7
- 2. 計画の期間 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 7
- 3. 計画の対象とする事務及び事業の範囲 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 7
- 4. 計画の対象とする温室効果ガスの種類 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 7

第3章 温室効果ガスの排出状況

- 1. 基準年度（平成21年度）における温室効果ガス排出状況 ～～～～～～～～～ 8
- 2. 温室効果ガス以外の環境負荷状況 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 10

第4章 温室効果ガスの削減目標

- 1. 温室効果ガスの総排出量に関する目標 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 11
- 2. 直接的効果のある取組みの目標 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 11
- 3. 間接的効果のある取組みの目標 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 12
- 4. 目標の見直し ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 12

第5章 省エネ、省CO2に向けた取組み

- 1. 再生可能エネルギーの導入促進 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 13
 - (1)太陽光発電設備の導入
 - (2)給湯、空調へのヒートポンプの導入
- 2. 財やサービスの購入・使用にあたっての配慮 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ 13
 - (1)エネルギー消費効率の高い機器の導入
 - (2)低燃費・低公害車の導入
 - (3)自動車の効率的利用
 - (4)エネルギー使用量の抑制
 - (5)紙類の使用量の削減
 - (6)再生紙などの再生品の活用

(7)水道水使用量の抑制		
3. 建築物の建築・管理等にあたっての配慮	~~~~~	19
(1)設計・施工段階		
(2)管理段階		
(3)修理・解体段階		
4. 廃棄にあたっての配慮	~~~~~	22
(1)廃棄物の減量、資源化・リサイクル		

第6章 実行計画の推進にあたって

1. 推進体制	~~~~~	23
2. 職員に対する研修等	~~~~~	23
3. 実施状況の点検および公表	~~~~~	23

1. 地球温暖化とは

(1)地球温暖化問題とは

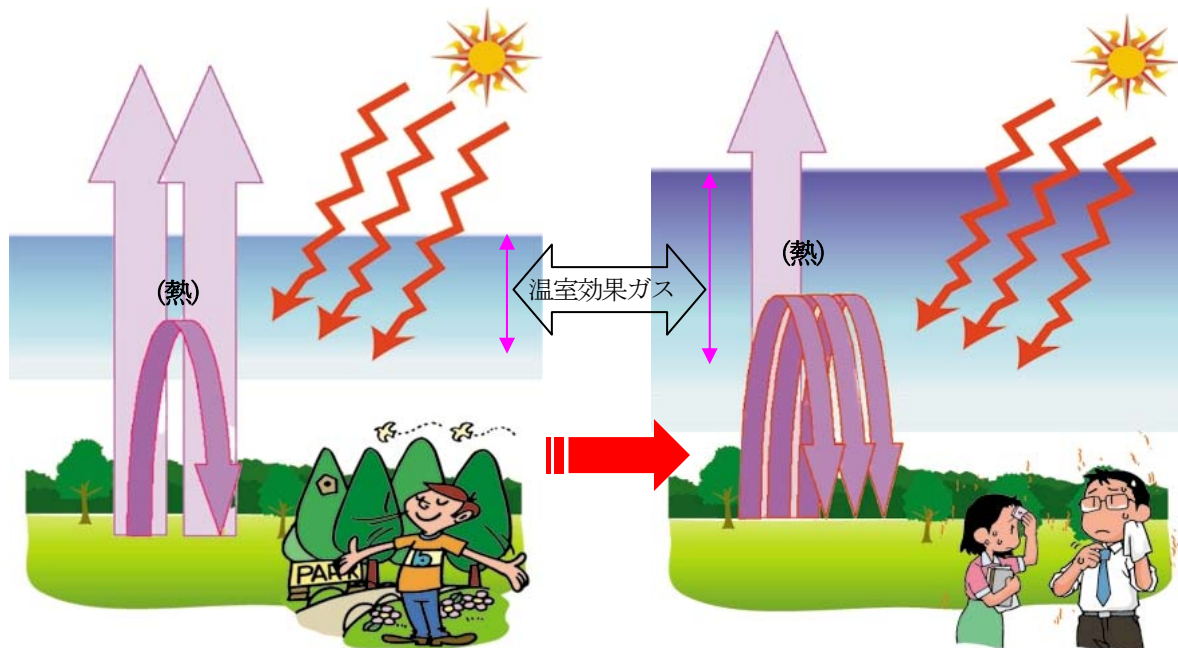
地球温暖化問題とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

(2)地球温暖化のメカニズムと原因

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地球からも熱が放射されます。大気に含まれる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスは、この熱を一部吸収し、再び地表に跳ね返しています。そのおかげで地球の平均気温は15℃と人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。

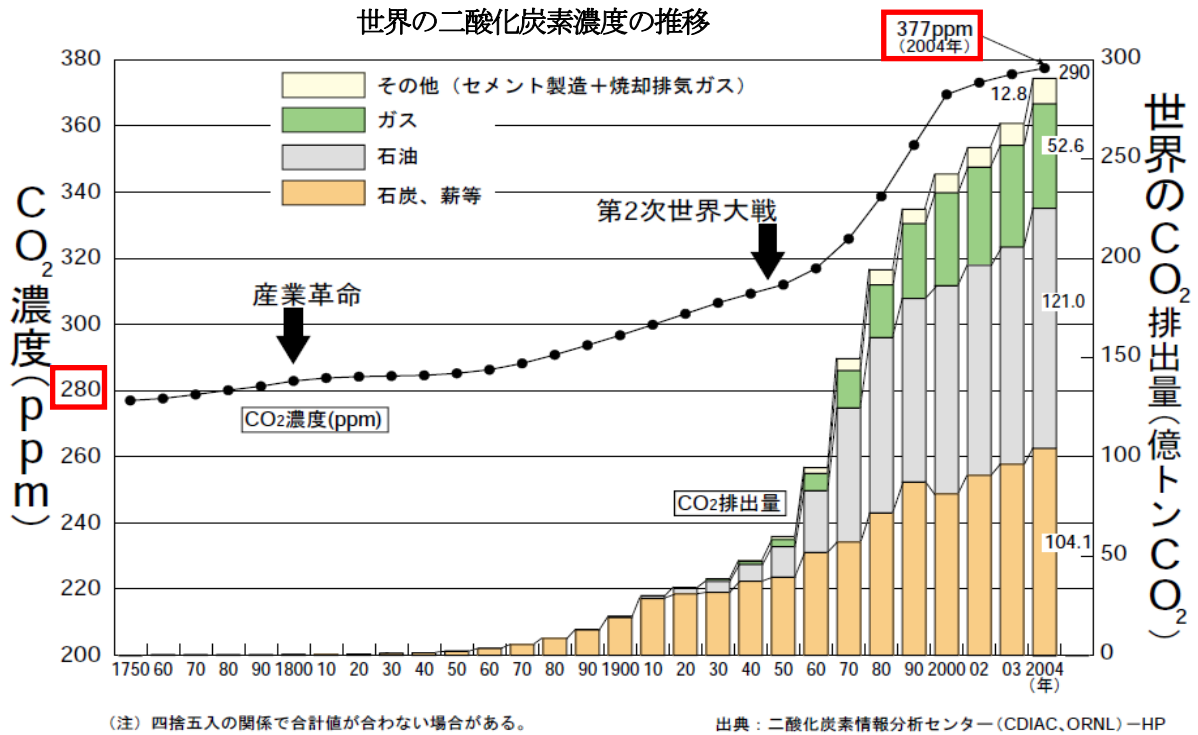
(バランスのとれた大気の状態)

(温室効果ガス濃度が増加した状態)



しかし、19世紀以降、産業の発展に伴い人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度は増加し、熱の吸収が多くなったため地表面の温度が上昇しています。

(3) 地球温暖化の状況



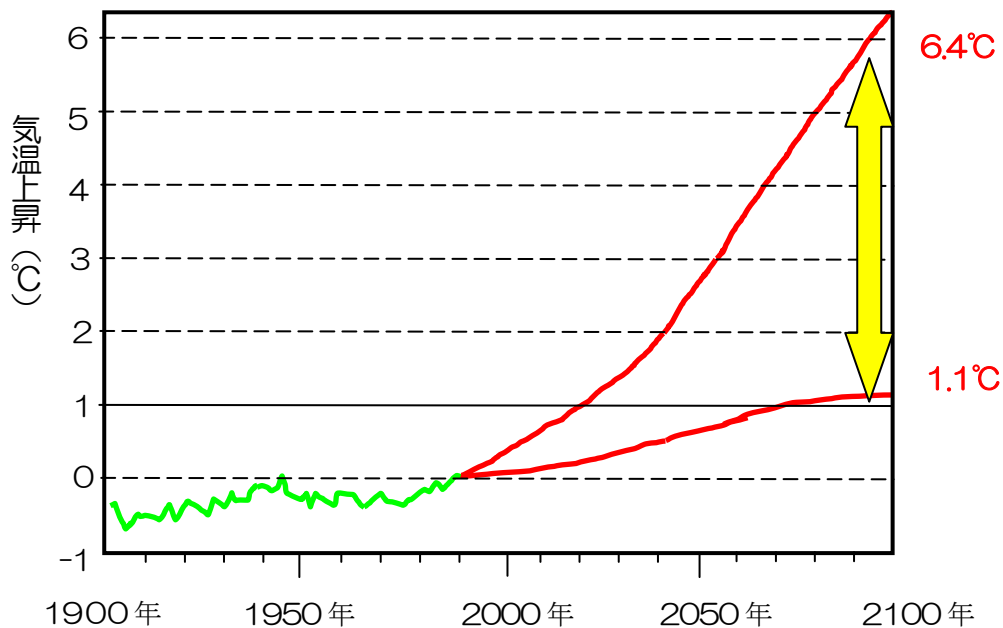
地球温暖化対策の基本的科学的知見をまとめるために、1988年国連環境計画と世界気象機関によって“IPCC”（気候変動に関する政府間パネル）が設置されました。

IPCC第4次報告書(2007年)よれば、産業革命前(1750年頃)にはおよそ280ppm程度であった大気中の温室効果ガスが2004年には377ppmまで上昇している。

気温については、過去100年(1906年～2005年)の間で0.74℃上昇しており、最近50年間(1956～2005)の気温上昇は、過去100年間のほぼ2倍に相当する上昇傾向となっています。

今後の気温については、21世紀末(2090～2099年)には、1.1℃～6.4℃上昇すると予測されています。

世界の気温変化と今後の気温予測



(4)地球温暖化の影響

- 平均海面水位 1990年から2100年までに18～59cm上昇
- 気象現象への影響 洪水および暴風雨の多発、渇水や干ばつ地域の拡大
- 人の健康への影響 熱ストレスの増大、マラリア等の感染症の拡大
- 生態系への影響 一部の動植物の絶滅、生態系の移動
- 農業への影響 多くの地域で穀物生産量が減少

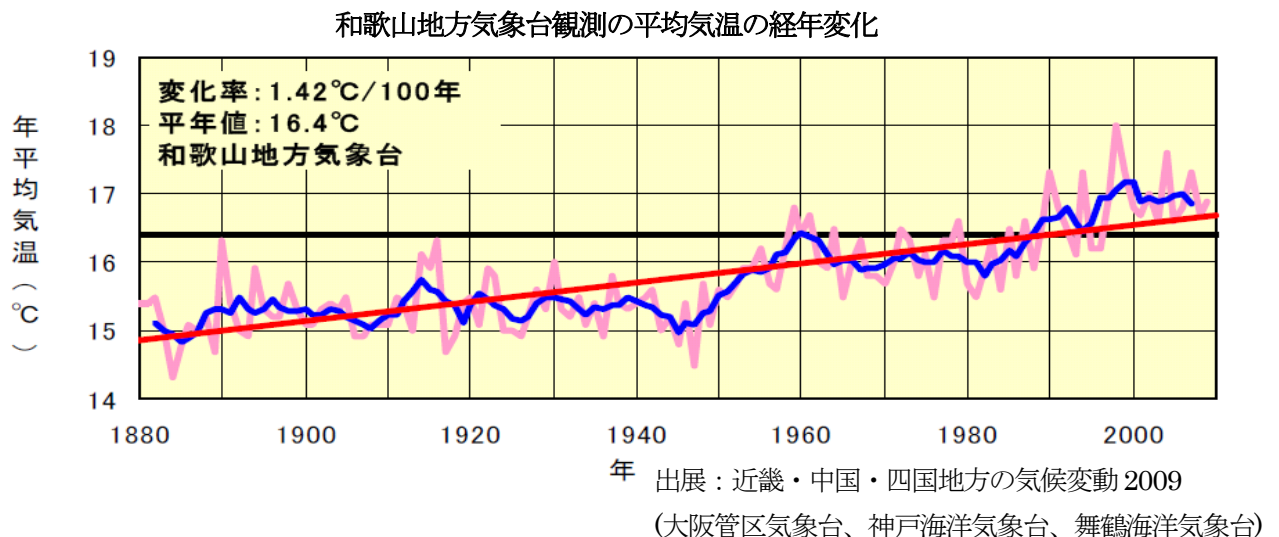
地球温暖化による気温の上昇、降水量の変化などによって、自然の生態系も深刻な影響を受けます。しかし、目に見える変化は、気候が変化した後、数年、数十年、数百年と遅れて起こるため、気づいたときに、手遅れとならないよう早急に対応していく必要があります。

2. 和歌山県における状況

(1)平均気温

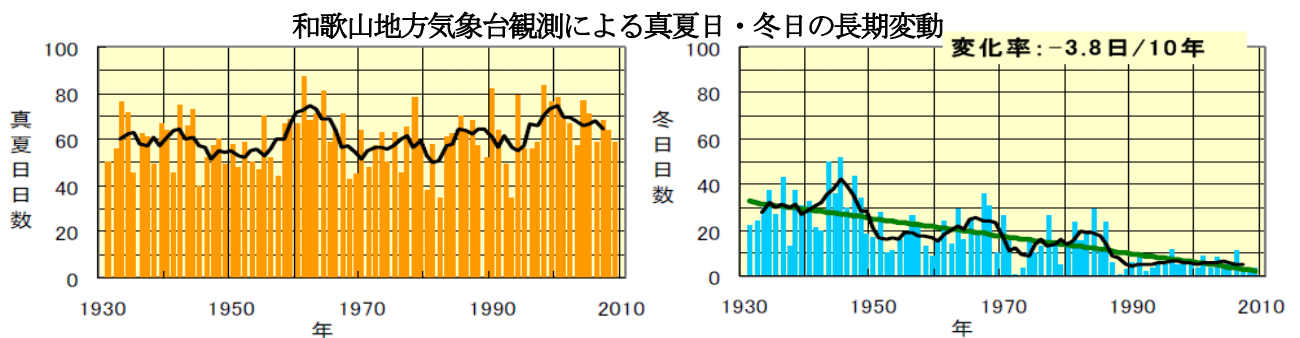
和歌山地方気象台の観測によると年ごとの平均気温の経年変化は、長期的に有意な上昇傾向を示しており、100年あたり1.42℃(統計期間：1880～2009年)の割合で上昇している。

この気候変動には、地球温暖化の影響や観測所が都市部にあることによるヒートアイランドの影響があり、さらに数年～数十年程度の時間規模で繰り返される自然変動が重なっていると考えられる。



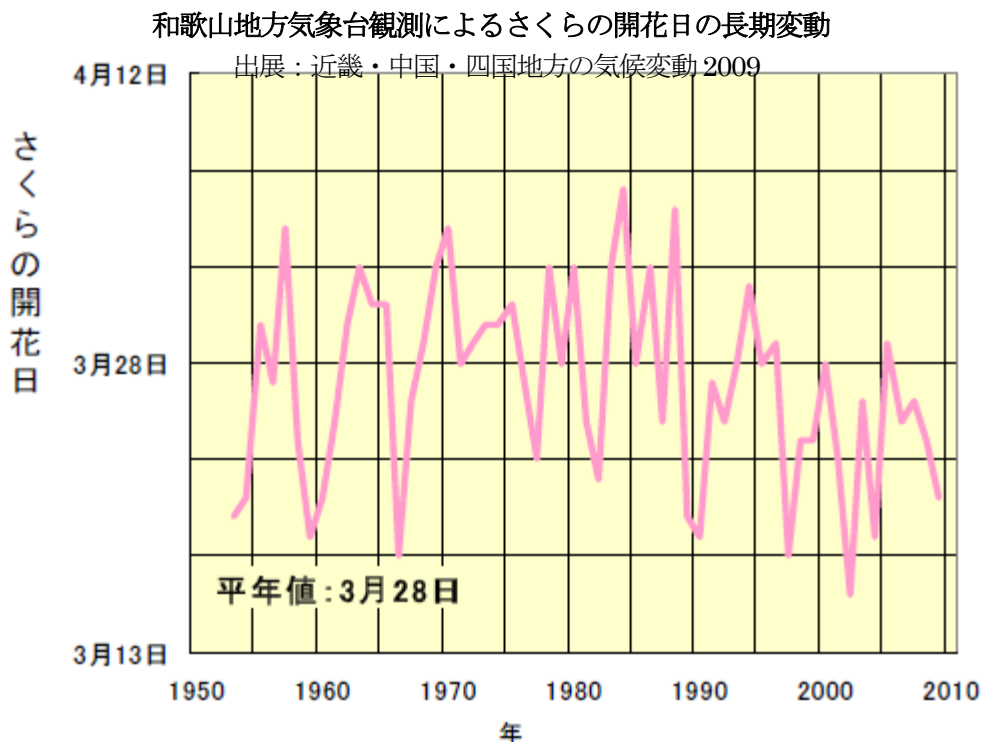
(2)真夏日と冬日

和歌山地方気象台の観測における真夏日(日最高気温30℃以上)、冬日(日最低気温0℃未満)の年間日数経年変化は、真夏日は有意な変化傾向はみられないが、冬日は有意な減少傾向がみられ、冬日は1930年代の平均29日から2000年代では平均6日に減少している。



(3) さくらの開花

和歌山地方気象台観測におけるさくら(ソメイヨシノ)の開花日に長期的な変化はみられない。



3. 地球温暖化防止に向けた取組み

(1) 国際的動向

国際的には、1992年(平成4年)6月、ブラジルで開催された「地球サミット(環境と開発に関する国連会議)」では、「持続可能な開発のための人類の行動計画(アジェンダ21)」の採択と大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けた「気候変動枠組み条約」に参加国155カ国が署名しました。

1994年(平成6年)3月に「気候変動枠組み条約」が発効、1997年(平成9年)12月に京都で開催された「第3回締約国会議(COP3)」において、「京都議定書」が採択され、この中で先進国は温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の間に1990年レベルから5%削減することを公約し、現在、京都議定書約束期間が始まっています。

これからの取組みとしては、わが国が2007年に、世界全体の排出量を2050年までに半減することを全世界の共通の目標とすることを提案する「美しい星 50 (Cool Earth50)」を発表するとともに、2008年のダボス会議や洞爺湖サミットにおいても、少なくとも50%削減する目標を気候変動枠組み条約の締約国で共有することで合意しています。

また、2009年12月の第15回締約国会議(COP15)では、中期目標に向けた「コペンハーゲン合意」も採択されています。

(2) 日本の取組み

わが国においても、京都議定書にて温室効果ガスの排出量に関して具体的な削減目標が決定され、目標期間(2008~2012年)において、1990年比6%削減することが義務付けられました。

これを受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が1999年（平成11年）4月に施行され、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに2008年6月の法改正により、排出抑制等指針の策定、地方公共団体実行計画の拡充、CO2排出量の見える化、ライフスタイルの改善の促進他が盛り込まれています。

さらに、「美しい星 50」として世界の温室効果ガス排出量を2050年までに半減させることを提案した日本の責任として、低炭素社会づくり行動計画（2008年7月閣議決定）において2050年までに現状から60～80%削減する目標を定めており、また、中期目標としては、2020年までに1990年比25%削減を目指すこととしております。

地球温暖化に係る国内外の動向



※1 アジェンダ21：21世紀の人類の課題とされる事項に対する人類の行動計画を示したものの

※2 締約国会議 (Conference Of the Parties) → COP

～ 京都議定書の概要 ～

○先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定

<数値目標>

対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆

基準年：1990年（HFC、PFC、SF₆は、1995年としてもよい）

吸収源：森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入

目標期間：2008年から2012年

目標：各国毎の目標→日本▲6%、米国▲7%、EU▲8%等。

先進国全体で少なくとも5%削減を目指す。

○京都メカニズムの導入

・排出量取引 ・クリーン開発メカニズム ・共同実施など

～ 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋） ～

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条

国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(省略)

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。

日高町では、役場自体が町内における大規模な消費者、事業者として経済活動に占める割合が大きいこと、また町民及び事業者の自主的な行動を促すためにも、町自ら率先して温室効果ガスの削減に向けた取り組みが必要であるとの認識にたち、日高町の事務及び事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 計画の期間

基準年度を平成21年度とし、計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とし、目標年度を平成26年度とします。

なお、実行計画の実施・進捗状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて、適宜、見直しを行います。

3. 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、職員が常時勤務している施設で、町が自ら実施する事務及び事業全般とします。

ただし、外部への委託等により実施するものについては対象外としますが、その場合でも受託者等に対して、温室効果ガスの排出抑制のための措置を講じるよう要請するものとします。

4. 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本実行計画において削減対象とする温室効果ガスは「法」で定められている6種類のガスのうち、次の表のとおり3種類のガスとします。（法律第2条第3項）

ガス種類	地球温暖化係数	性質	用途、排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。日本の場合、温室効果ガスの中で二酸化炭素の比率が90%と極めて高い。	化石燃料の燃焼など。
メタン (CH ₄)	21	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立など。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の焼却、工業プロセスなど

1. 基準年度（平成21年度）における温室効果ガス排出状況

日本における温室効果ガス排出量の内訳（2008年度速報値）において、二酸化炭素排出量が約94.6%を占めています。また、和歌山県の取組みにおいても、二酸化炭素排出量が96.9%（2003年度実績）と大部分を占め、二酸化炭素が最も地球温暖化に寄与しているとしており、二酸化炭素排出量の削減に重点を置き取組みを進めています。

こうした状況を踏まえ、日高町としては、二酸化炭素排出量の把握に重点を置き、その他の温室効果ガスについては、出来る範囲で順次把握していくこととします。

現状（平成21年度）の温室効果ガス排出量及び二酸化炭素排出量（%）は、次の表のとおりとなっています。

	排出量 (単位:kg-CO ₂)	二酸化炭素排出量 (単位:%)
温室効果ガス	914,997	99.7

<温室効果ガスの総排出量内訳（種類別）>

項目	単位	基準年度 (平成21年度)	内訳 (%)
温室効果ガス総排出量	kg-CO ₂	914,997	100.0
二酸化炭素	kg-CO ₂	911,821	99.7
メタン	kg-CO ₂	61	0.0
一酸化二窒素	kg-CO ₂	3,116	0.3

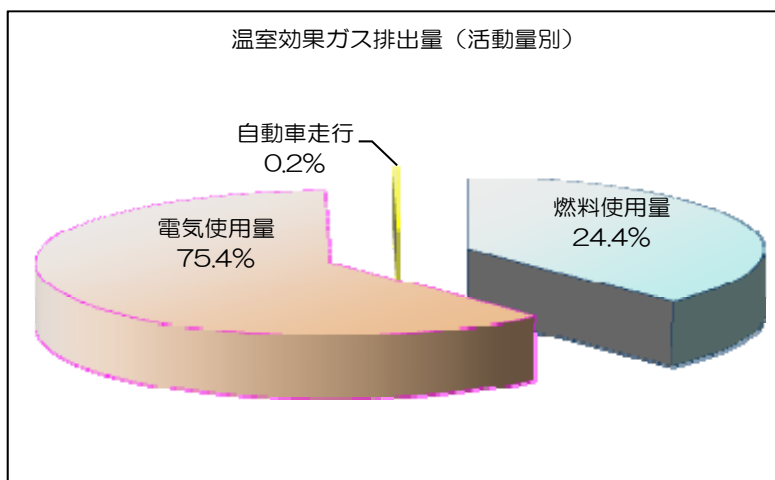
また、活動区分別及び施設別の温室効果ガスの総排出量内訳は次表のとおりです。

<温室効果ガスの総排出量内訳（活動区分別）>

項目	単位	基準年度 (平成21年度)	内訳 (%)
燃料使用量	kg-CO ₂	223,123	24.4
電気使用量	kg-CO ₂	690,053	75.4
自動車の走行量	kg-CO ₂	1,821	0.2

<温室効果ガス排出量（活動別）>

温室効果ガスの排出量は、電気の使用による寄与が最も大きく690,053kg-CO₂/年となっており、全排出量の75.4%を占めており、次に燃料使用量が24.4%を占めています。

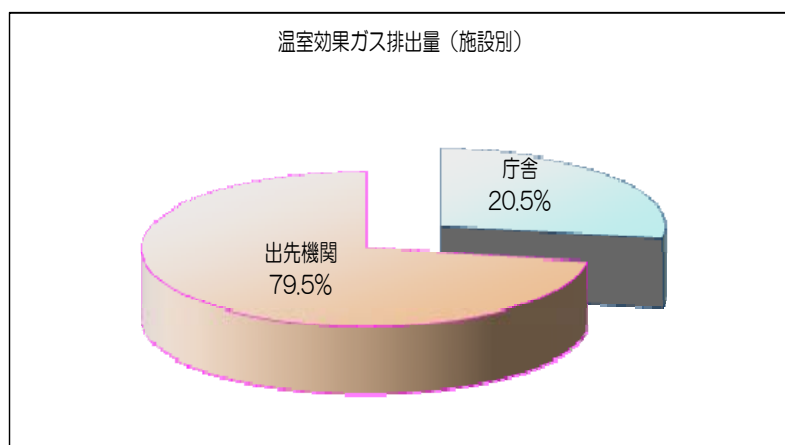


<温室効果ガスの総排出量内訳（施設別）>

施設名	排出量 (kg-CO ₂)	内訳 (%)
庁舎	187,585	20.5
出先機関	727,411	79.5

出先機関《平成21年度実績》

農村環境改善センター（中央公民館含む）、教育委員会、温泉館「海の里」みちしおの湯、保健福祉総合センター、内原・志賀・比井各保育所、内原・志賀・比井各小学校、日高中学校



2. 温室効果ガス以外の環境負荷状況

紙の使用量の削減、水の有効利用は、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減また、浄水場におけるエネルギー使用量等の削減に繋がります。使用状況は次の表のとおりとなっております。

施設名	項目	紙の購入量		水道水の使用量	
		購入量 (単位：枚)	構成率 (%)	使用量 (単位：m ³)	構成率 (%)
	庁舎	968,000	100.0	1,296	5.8
	出先機関	0	0.0	21,161	94.2
	合計	968,000	100.0	22,457	100.0

第4章 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの排出状況から、本計画では二酸化炭素の排出量の削減に重点を置き、二酸化炭素の主な排出要因である電気及び燃料の使用について、数値目標を掲げて使用量削減のための取り組みを行います。また、間接的ではありますが地球温暖化防止につながる水道の使用抑制及びコピー用紙の使用量削減についても数値目標を掲げます。

削減目標は平成21年度の実績を基準に、平成26年度を目標年度として設定しており、第5章に掲げる取り組み内容の徹底を図ることにより目標の達成に努めます。

1. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

温室効果ガスの総排出量を平成26年度までに基準年度（平成21年度）と対比して1.0%削減することを目標とします。

温室効果ガス総排出量		
平成21年度実績	914,997 kg-CO ₂	削減率 1.0 (%)
平成26年度目標	905,847 kg-CO ₂	

2. 直接的効果のある取組みの目標

燃料使用による温室効果ガス排出量		
平成21年度実績	223,123 kg-CO ₂	削減率 1.0 (%)
平成26年度目標	220,892 kg-CO ₂	

電気使用による温室効果ガス排出量		
平成21年度実績	1,243,338 kWh	削減率 1.0 (%)
平成26年度目標	1,230,905 kWh	

3. 間接的効果のある取組みの目標

温室効果ガス算出の対象項目ではありませんが、本町の活動により、間接的に温室効果ガスが排出される項目についても目標を設定します。

コピー用紙購入量		
平成21年度実績	968,000 枚	削減率 1.0 (%)
平成26年度目標	958,320 枚	

水道使用量		
平成21年度実績	22,457 m ³	削減率 1.0 (%)
平成26年度目標	22,232 m ³	

4. 目標の見直し

措置の目標及び温室効果ガスの総排出量に関する目標については、施設の増設や情報機器の導入など計画期間中の状況変化や進捗状況等を踏まえて適宜見直しを行います。

全職員が共通の目的意識を持って、省エネ・省CO₂に向けて、以下に示す具体的事項に取組み目標達成を目指すとともに地域の率先行動として示します。

1. 再生可能エネルギーの導入促進

「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうちエネルギー源として永続的に利用することができるもので、下記の7つと定められており、導入の促進を図り、省CO₂を目指すものとする。

- ①太陽光 ②風力 ③水力 ④地熱 ⑤太陽熱 ⑥大気中の熱その他自然界に存在する熱
- ⑦バイオマス(植物油に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの)

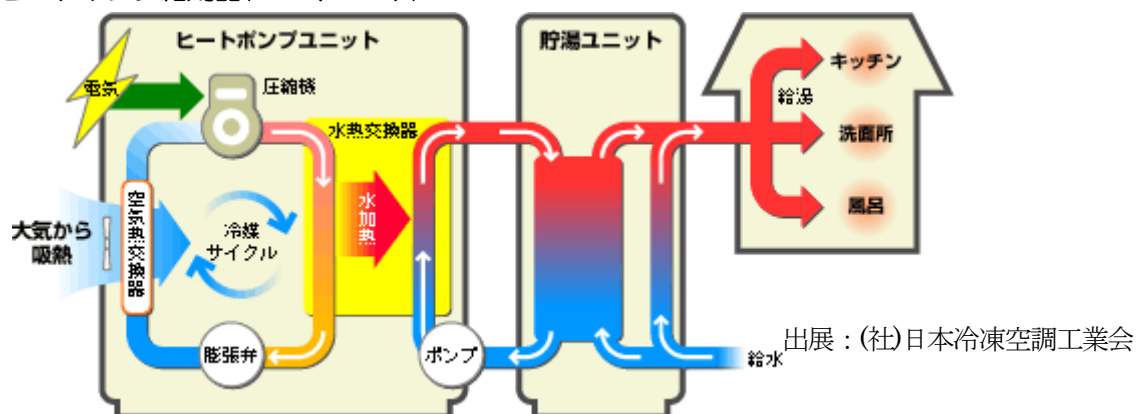
(1) 太陽光発電設備の導入

庁舎だけでなく、町内における公共施設への太陽光発電の導入を推進していきます。また、住宅用太陽光発電設備設置を推進します。

(2) 給湯・空調へのヒートポンプの導入

町内における公共施設へのヒートポンプの導入を推進していきます。

〈ヒートポンプ給湯器(エコキュート)〉



ヒートポンプ給湯器は、室外からの熱を汲み上げてお湯を沸かします。このとき、電気のエネルギーは熱を運ぶための動力として使い、お湯を沸かすときは、室外から汲み上げた熱と一緒にお湯を沸かす熱となります。お湯を沸かす熱の効果は、例えば、1の電気を使って大気から2の熱を吸収し、3のお湯を沸かす熱を得たとすれば、電気のエネルギーを3倍に活用したこととなります。

2. 財やサービスの購入・使用にあたっての配慮

グリーン購入の率先活用

財やサービスの購入にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月16日法律第119号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮します。

(1) エネルギー消費効率の高い機器の導入

エネルギー消費効率の高い機器の導入も、地球温暖化対策の重要な柱の一つです。

製品の製造から廃棄までのライフサイクルの各段階で二酸化炭素等の温室効果ガスが排出されていますが、OA機器や電気製品は、特に使用段階における排出量が多くなっているといわれています。

そのため、エネルギー資源の保全や温室効果ガスの排出量削減のためには、使用時の消費電力量ができるだけ少ない製品を導入することが最も効果的と考えられます。電気機器等の購入にあたっては、以下の点に配慮します。

- エネルギー消費量の多い機器（空調・給湯等）の更新時、高効率機器の導入を図ります。
（二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器、氷蓄熱式空調システム 等）
- エネルギー消費効率の高い製品の優先的な導入を図ります。
- 国際エネルギースターロゴ表示機器等環境配慮型製品の優先的な導入を図ります。
- エコマーク、環境ラベル等の環境負荷の低減に資する物品の調達推進に努めます。
- 電気製品の購入にあたっては、省エネラベルのついたものを選択します。
- 適正規模の機器を選択します。
- 重油、ガス等を燃料としている設備の更新にあたっては、可能な限り、重油・ガスに比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料及び設備に更新します。
- やむをえず重油・ガス機器を導入する場合は、エネルギー消費効率の高い製品を導入します。

<p>グリーンマーク</p>  <p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを古紙利用製品に表示する。</p> <p>グリーンマーク</p>	<p>環境ラベル</p> <p>エコマーク</p>  <p>エコリーフ環境ラベル</p>  <p>ISO が規定している環境ラベル。Eマークはあらかじめ定められた規準に合格している製品に表示、Eリーフは環境に与えるすべての影響を分析し表示する。</p> <p>製品環境情報 http://www.jemai.or.jp</p>
<p>国際エネルギー・スタープログラム</p>  <p>OA 機器の省エネルギー基準で、一定の省エネ基準をクリアした製品に国際エネルギー・スターの表示が認められている</p>	<p>省エネラベル制度</p> <p>通常マーク 基準達成</p>   <p>省エネ法に基づき定められた省エネ規準をどの程度達成しているかを表示する制度</p>

(2) 低燃費・低公害車の導入

低燃費・低公害車は、従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車であり、地球温暖化対策の重要な柱となります。公用車の購入、買い替えにあたっては、以下の事項に配慮します。

- 低公害車（電気自動車、ハイブリット車等）又は低燃費車等の購入を検討します。
- 雇い上げ車等の低公害化を図り、更新時においては、排気量の小さい車を選択します。
- アイドリング・ストップアンドスタート装置・ディーゼル排気微粒子除去フィルタの導入を検討します。

(3) 自動車の効率的利用

低燃費・低公害車の導入を実施したからといって自動車の効率的利用を図らなければ意味がありません。取組みの基本としては、不要不急の自動車の使用を控えることであり、具体的には以下のような事項に取り組みます。

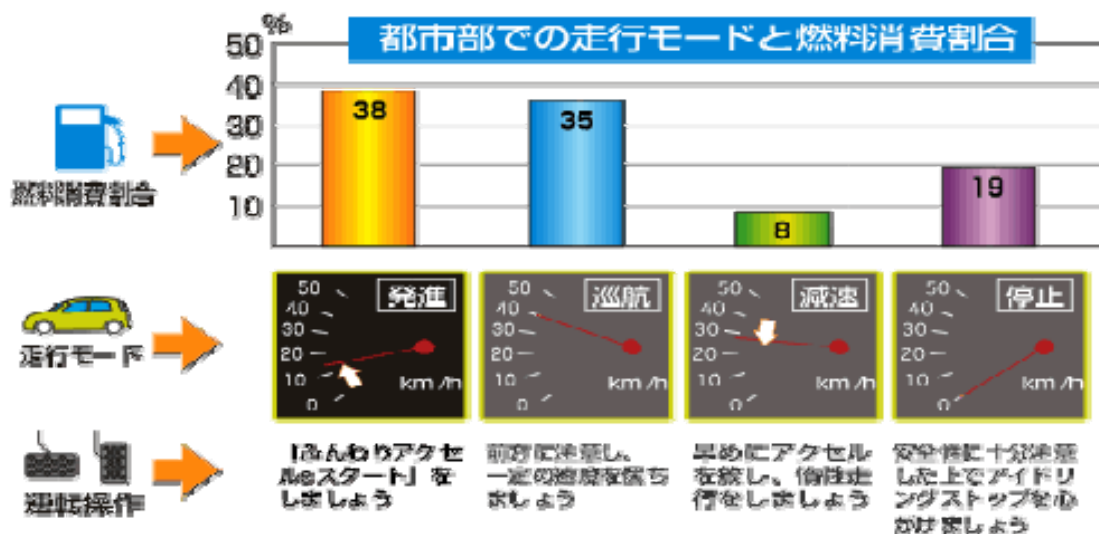
- 低公害車を優先的に利用します。
- 公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を極力図ります。
- 近距離の出張や執務にかかる移動には、可能な限り自転車等の利用に努めます。
- 出張時には、可能な限り公共交通機関の利用に努めます。
- 利用時間、行き先等の調整が可能な場合、乗り合わせて利用します。
- 暖気運転を必要以上に行わないようにし、待機時は、アイドリングストップを行います。
- 経済速度による走行に努めるとともに、エコドライブに努めます。
- 車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、整理を心がけます。
- タイヤ空気圧の調整等の定期的な点検や整備を励行します。

<参考：ふんわりアクセルスタート>

運転は、発進・巡航・減速・停止の4つの走行モードに分類できます。燃料消費を少なくするには4つの走行モードの特性に応じた適切な運転操作をする必要があります。

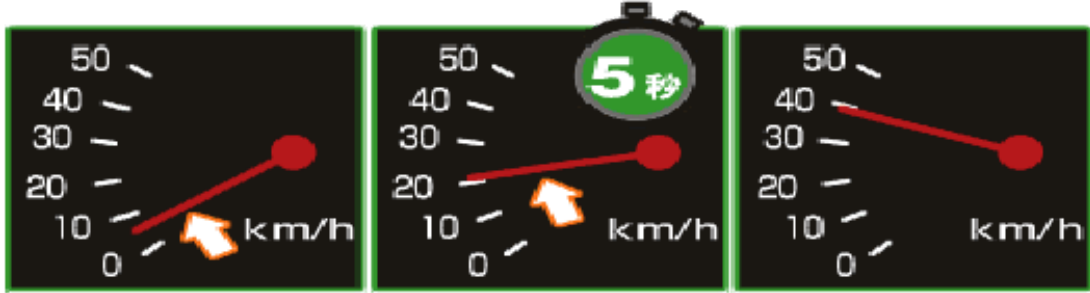
たとえばGO-STOPの多い都市部における一般的な運転では、燃料消費全体の約4割を発進時に消費しています。

(出展：省エネルギーセンター エコドライブ)



- 巡航：発進と停止の間で連続して走行している状態のこと。
- 「ふんわりアクセルスタート」とは燃費を向上させる「やさしい発進」の名称（エコドライブ普及連絡会より公募・決定されました）

「ふんわりアクセル『eスタート』の方法



ブレーキから足を放し
1呼吸おくくらいで
アクセルへ移します。

アクセルは、なめらか
に、ゆっくり踏み込み
ます。

流れにのる少し手前
でアクセルを緩めると
スムーズに走行でき
ます。

ポイント 最初の5秒で20km/hになるくらいのペースが目安です。自分にあった方法で試してみてください。



雪道経験者なら雪道発進の要領と同じです

(出展：省エネルギーセンターHP エコドライブ)

(4) エネルギー使用量の抑制

電気使用量や燃料使用量等の削減によるエネルギー使用量の抑制は、そのまま温室効果ガスの排出量の抑制につながります。また、省エネを励行することにより事務経費の削減も同時に達成することができます。具体的には、職員一人ひとりが次の事項に取り組みます。

- 始業開始前は、必要箇所を除いて原則消灯とします。
- 昼休みは、窓口業務を除き原則として消灯を行います。
- 照明点灯箇所の削減、蛍光灯本数の削減に努めます。
- 照明器具の清掃や電球の適正な時期での交換を実施します。
- 晴天時の窓際の照明は、支障のない限り消灯を行います。
- トイレ、廊下、階段等の共有部分の照明は、来庁者の支障にならない範囲で消灯します。
- 残業する場合は、業務に支障のない範囲で部屋の部分消灯を行います。
- OA機器等を使用していないときは、節電に努めます。
- 昼休みなど使用しないパソコン、コピー機等のスイッチオフと省電力モードを励行します。
- 離席時のノートパソコンの蓋閉じの徹底を行います。
- 電気ポット、冷蔵庫、テレビ等電化製品の台数の節減を図ります。
- 長時間、電気製品を使用しない場合は、コンセントを抜き待機電力を削減します。
- 各課室の最終退庁者は、OA機器の電源切り忘れがないか必ず確認します。
- 空調機器の使用を抑制します。
- 冷暖房時の室内温度は、原則として冷房時28℃、暖房時20℃を目安に適切な温度管理に努めます。
- 空調機器の温度設定に対応するためクールビズ、ウォームビズを実践します。
- 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底します。
- 会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止します。
- 冷気、暖気の吹き出し能力低下を防ぐため、吹き出し口の周囲に物を置かないようにします。
- 冷暖房効率を上げるために、カーテン、ブラインドを活用します。
- エアコンのフィルター清掃をこまめに行います。
- エアコンの室外機は風通しの良い場所に設置し、すだれ等により日が当たらないようにします。
- 春秋等冷暖房を長時間使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜いて待機電力を節約します。
- 直近階や下りへの移動の際のエレベーターの利用は極力控え、階段の利用に努めます。

(5) 紙類の使用量の削減

紙類の使用量の削減については、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減などの観点から重要な取り組みです。

現在、可燃ごみの中でも紙ごみは増える一方であり、森林資源保全の面からも紙の浪費を控えることが求められます。また、OA化などの進展の中で、不要なプリントアウトやコピーなどの紙の使用量を減らすことにより、森林資源を保全し、紙ごみの排出量を削減して、廃棄物処理や廃棄物の輸送エネルギー節約を進めることが出来ます。

具体的には、以下の事項に取り組みます。

- 特別な用途を除き、資料等は原則として両面コピーとします。また、20枚以上の大量コピーについては、職員厚生室に設置の輪転機を使用します。
- ミスコピー用紙等で裏面を使用していないものは、コピー機のそばに専用箱を設置、再利用を図ります。
- コピー機使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止します。
- 通知や情報交換などは電子メールや庁内電子掲示板を活用し、ペーパーレス化を推進します。
- 無駄な控えコピーはやめます。
- 不必要なFAX送付状は省略します。
- 会議はプロジェクターを活用するなど、できるだけ紙を使わないように努めます。
- 会議資料が必要な場合はできるだけ簡素化・共有化し、可能であれば縮小コピーを活用する等、ページ数や部数等を最小限とします。
- 町機関相互の文章にはできるだけ封筒は使用せず、使用する場合には使用済み封筒を再利用します。
- 印刷物については、必要性を十分考慮して最小限のものとし、また、ホームページの活用も図ります。

(6) 再生品の活用

廃棄物から再生した再生材料を使用した再生品を活用することは、廃棄物の削減になるとともに、資源の節約や製造エネルギーの削減につながります。そのため、紙やプラスチックなどそれぞれの材料で再生材をできるだけ多く使用している製品の活用が重要な課題です。用紙等物品の購入にあたっては、以下の点に配慮しグリーン調達に努めます。

- 事務用品全般の購入にあたり、環境ラベリング（エコマークやグリーンマーク等）対象製品を優先的に購入します。
- コピー用紙等の購入にあたっては、再生紙のものを選択します。
- 印刷帳票、広報誌、パンフレット、ポスター、その他印刷物作成の際は、印刷業者に古紙配合率の高い再生紙もしくは非木材紙を使用させるとともに、「再生紙使用」の表示を行うよう努めます。
- トイレトーパーは、古紙配合率100%でシングル巻き、芯なしタイプの製品を使用します。
- 回収システムの確立している製品の購入を図ります。
- 詰め替え、注ぎ足し可能な製品の購入を図ります。
- 備品等については、修繕等により長期使用を図ります。
- 紙コップなどの使い捨て製品の使用を抑制します。

その他事務用品等の購入にあたっては、①再生材料を多く使用していること、②過剰包装していないこと、③長期使用が可能なこと、④分別廃棄が可能なこと、などを選択の基準とします。

(7) 水道水使用量の抑制

水の使用量を抑制することは、上水道を利用するために必要となる浄水場におけるエネルギー使用量の削減につながります。また、上水道を供給するためにもエネルギーが使用されることから、水の使用量抑制も温室効果ガスの排出量削減に効果があります。

水の使用にあたっては、以下の点に留意します。

- 水道使用后、確実に締栓します。
- 手洗い、歯磨きをする場合および食器洗いの際は、水の出っぱなしをやめ、こまめに水を止めます。
- 手洗水を必要最小限にします。また、自動水栓などの節水型機器の導入を図ります。
- 水道を減圧調整し、水使用量の抑制に努めます。
- 水道水の水漏れの定期点検に努めます。
- トイレ用水の水量を適正に調節します。また、擬音装置の導入を検討します。
- 公用車の洗車については、水量調整を行なうなど節水に努めます。
- 芝生や植木などの散水は効率的に行います。

3. 建築物の建築、管理等にあたっての配慮

(1) 設計・施工・修理・解体

①緑化等を推進します。

- 敷地や屋上等の緑化に努めます。
- 施設を新設する際には、屋上緑化など可能な限り緑化に努めます。

②温室効果ガスの排出の少ない設備を導入します。

- 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備を推進する。
- エネルギー効率の良い設備の導入、更新を行います。
- 建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電・風力発電の自然エネルギーの導入を検討します。
- 温室効果ガスの排出の少ない高効率給湯器（二酸化炭素冷媒ヒートポンプ方式等）及び高効率空調機（ターボ冷凍機空調システム、氷蓄熱式空調システム等）の導入に努めます。
- 機器のレイアウトへの配慮、個別冷暖房、個別照明が可能なシステムの導入に努めます。
- 深夜電力の利用により電力負荷平準化に資する蓄熱式空調システム等の導入を図ります。
- 建築物の断熱構造化や採光・通風の最適化を図ります。
- 各種制御システムの採用に努め、消費電力の低減を図ります。
- 建築物の規模・用途に応じ、雨水利用設備の導入を検討します。
- 枠型については、熱帯材合板以外の枠型（鋼製枠型など）の利用を検討します。
- 施工にあたっては、可能な限り合理化を図り、エネルギーの有効利用に努めます。
- 運搬車両台数・運転時間・運搬ルート等運行方法について事前に検討します。

③省エネルギー型施設を目指します。

- 太陽光発電、風力発電等の導入を検討し、屋外時計、街灯等に利用します。
- 自然採光を活用した設計を検討します。
- 外気の流入・遮断が可能な建具の採用を検討します。
- 複層ガラス、熱反射ガラスの採用を検討します。
- 高効率空調システムの導入を図ります。
(高効率業務用空調機 ターボ冷凍機 氷蓄熱式空調システム 等)
- 省エネルギー型照明機器の導入を図ります。
(人感センサー、自動照度調節・昼光センサー、インバータ制御機器 等)
- エリアに配慮したスイッチ回路を検討します。
- 高効率給湯器（二酸化炭素冷媒ヒートポンプ方式等）の導入を図ります。
- 植え込み等の適切な維持管理を図ります。
- 下水排熱の活用を検討します。
- 地域冷暖房の導入を検討します。
- 深夜電力の利用により、電力負荷平準化に資する蓄熱式空調システム等の導入を図ります。
- 建築物の規模・用途に応じ、雨水利用設備の導入を検討します。
- 施設、設備は更新時に環境負荷に配慮した製品に順次更新するように努めます。

④水の有効利用に努めます。

- 下水処理水をトイレや散水等への利用を検討します。
- 雨水を貯留し、トイレ等への利用を検討します。
- 使用済みの水を貯留し、トイレ等への利用を検討します。
- 感知式洗浄弁、節水コマ、自動水洗等の導入を検討します。

⑤温室効果ガスの低減に資する素材の選択

- 合板型枠の利用を検討します。
- 鋼板等の型枠の使用を検討します。
- 柱・はり等の型枠の使用の削減を検討します。
- 型枠を使用しない工法の採用を検討します。
- 再生素材の利用を検討します。
- 建設副産物の有効活用に努めます。
- 建築資材の選定には、耐久性と再利用を考慮します。
- 建設工事等での間伐材等の使用などの未利用資源の活用に努めます。

⑥廃棄物の減量に努めます。

- 廃棄物発生を抑制する工法、使用資材の採用に努めます。
- 建設副産物の発生の抑制を要請します。
- 建築廃棄物の処理状況の確認に努めます。

- 請負業者に対し、分別排出の徹底を要請します。
- 分別収集の徹底を図ります。
- 上、下水道汚泥の資源化を検討します。
- 汚泥再資源化製品の普及、販路拡大を図ります。
- 電線等のリサイクルを検討します。
- 廃棄物の発生量把握に努めます。
- 他の公共事業との情報交換により廃棄物の有効利用を図ります。
- フロンや代替フロンを使用している空調機器等の廃棄等を行う場合は、それらのガスの回収を推進します。
- 建築副産物のリサイクルや適正処理を発注者として確認します。
- コンクリート塊等の建設廃材は、再生砕石等に利用しリサイクルを要請します。

(2) 管理

- 緑化の推進と維持管理に努めます。
- 維持管理にあたっては、各種制御システムの効率的、経済的運用を図ります。
- 機器類の適正な管理を行い周辺の環境負荷に配慮した運用を図ります。
- 各施設おける空調設備、冷蔵、冷凍設備等の適切な管理を行い、冷媒等の漏えい防止に努めます。
- エレベーターの各時間帯に応じた運行管理を行います。

4. 廃棄にあたっての配慮

(1) 廃棄物の減量、資源化・リサイクル

廃棄物の減量は、廃棄物処理に伴い生じる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減につながります。

廃棄物の減量は、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変革を図る上で最も基本的な取り組みです。廃棄にあたっては、以下の点に配慮します。

- 2の(5)「紙類の使用量の削減」を励行し、紙類の廃棄量削減に努めます。
- 排出されるゴミは分別ボックスにより分別し、ゴミの減量化やリサイクルを推進します。
 - ・ 新聞、ダンボール、コピー用紙、シュレッダーゴミ、古本雑誌の分類を徹底し、リサイクルに努めます。
 - ・ スチール缶、アルミ缶、空きビン、ペットボトルについて、分別を徹底しリサイクルに努めます。
- コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、業者による回収を徹底します。
- 各課で不要となった備品等を有効利用のため、庁内交換会の開催などを検討します。
- ゴミを極力出さないように、常に心がけます。
- 文具を机の引き出しに入れて眠らせるのを防ぐため、机の中を整理します。
- 町民向けにあらゆる機会にごみ減量化の啓発を行い、町収集ごみの減量に努めます。
- 廃棄されるカーエアコンのHFCについて、適切に回収・処理されるよう要請します。

1. 推進体制

- (1) 計画に掲げた削減目標を達成するため、「日高町エコオフィス推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。
- (2) 計画の着実な推進を図るため、エコオフィス推進会議会長（以下「会長」という）、主任エコオフィス推進員（以下「主任推進員」という）、エコオフィス推進員（以下「推進員」という）及び事務局を設置します。

それぞれの役割は次のとおりです。

＜体系図は別添1のとおり＞

・推進会議

本計画を効率よく推進するため、推進会議を設置します。

推進会議は、会長、主任推進員をもって組織します。

推進会議の会長は副町長が務めます。

・主任推進員

各課主管課長が主任推進員となり、本計画の推進が図られるよう推進員に周知徹底を図ります。

・推進員

各課において推進員を置き、本計画の推進が図られるよう各職員に周知徹底を図ります。

また推進員は推進会議が実施する調査に協力します。

・事務局

事務局は、推進会議の庶務を行い、住民福祉課に置きます。

事務局は、各課の推進員に対して調査依頼を行います。

事務局は、目標並びに修正案を作成し、推進会議に提出します。

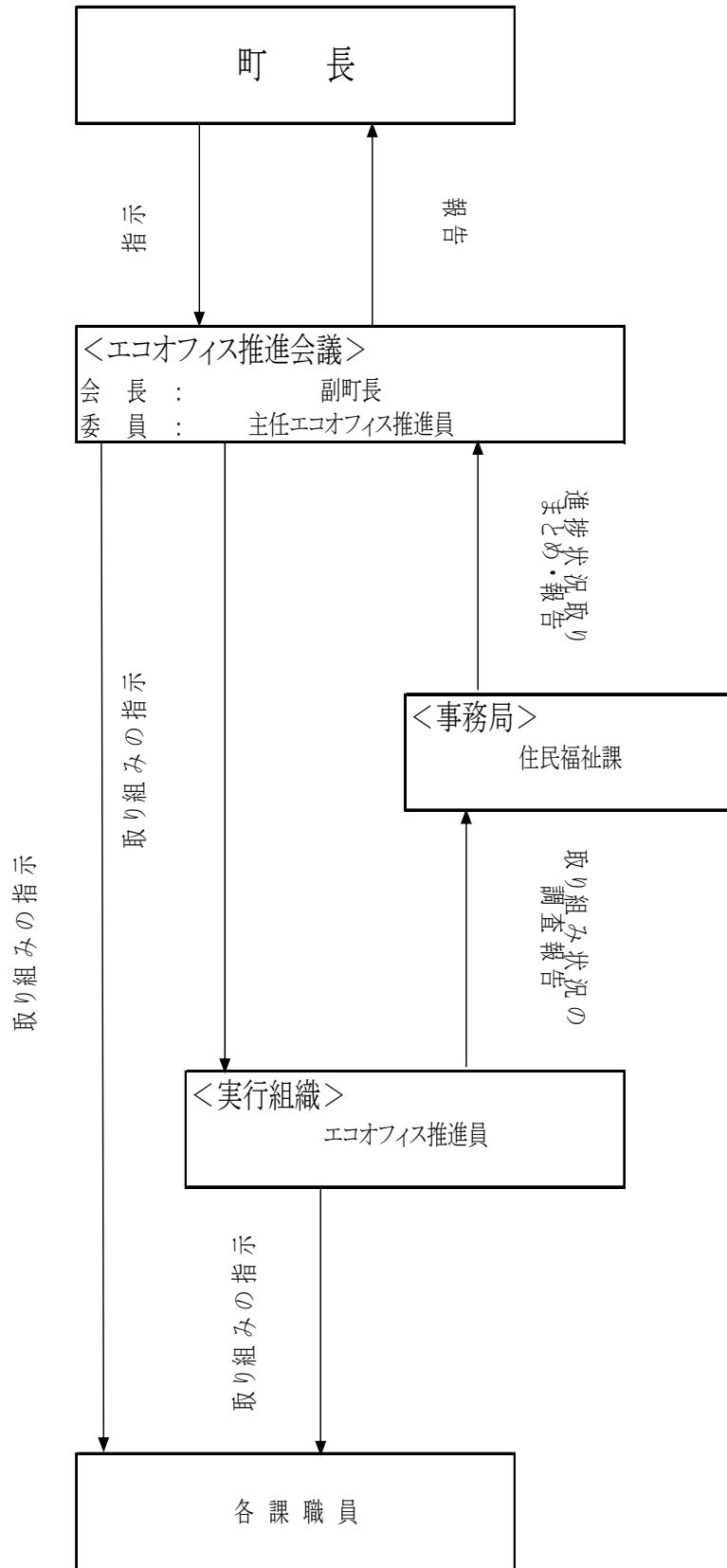
2. 職員に対する研修等

- (1) 職員研修等の機会を通じ、職員へ計画趣旨の徹底を図ります。
- (2) 課内会議等、定期的な会議において、職員の環境意識向上を図ります。

3. 実施状況の点検および公表

- (1) 計画に沿った行動が継続的に行われているか、取組み状況を定期的に把握します。
- (2) 本計画の内容及び定期的な点検結果等については、広報誌やインターネットホームページ等により住民に公表します。

「日高町 地球温暖化対策実行計画」推進体制



日高町地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱

（ 設 置 ）

第1条 地球温暖化対策の推進を図るため、日高町エコオフィス推進会議（以下「会議」という。）を置く。

（ 所 掌 事 項 ）

第2条 会議は、日高町地球温暖化対策実行計画の推進に関することを所掌する。

（ 組 織 ）

第3条 会議は、会長、主任エコオフィス推進員をもって組織する。

2 会長は、副町長をもって充て、主任エコオフィス推進員は各課主管課長をもって充てる。

3 エコオフィス推進員は、各課主管課長が選任する者とする。

（ 職 務 ）

第4条 会長は、会議を総括する。

2 事務局の長は、本計画を円滑に推進するとともに、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 エコオフィス推進員は、本計画の推進が図られるよう所属職員に周知徹底を図るとともに、会議が実施する調査に協力する。

（ 会 議 ）

第5条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

（ 庶 務 ）

第6条 会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

（ 補 則 ）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

対象施設一覧表（平成22年度）

所 管	備 考
庁 舎	総務政策課、住民福祉課、税務課、産業建設課、 上下水道課、出納室、議会事務局
出先機関	農村環境改善センター（中央公民館含む）、教育委員会、 温泉館「海の里」みちしおの湯、保健福祉総合センター、 内原保育所、志賀保育所、比井保育所、内原小学校、 志賀小学校、比井小学校、日高中学校

